

支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会の開催について

令和 5 年 11 月 8 日

内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策・若者活躍・男女共同参画）決定

1. 趣旨

「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源として、歳出改革等による財源確保、経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築すること、こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）を創設することとしている。これらの制度の検討に当たって関係者からの意見を聴取するため、「支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会」（以下「懇話会」という。）を開催する。

2. 構成等

- (1) 懇話会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 懇話会は、内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策・若者活躍・男女共同参画）が主宰する。
- (3) 懇話会には、座長を置く。座長は、大臣があらかじめ指名するものとする。

3. 運営

- (1) 懇話会の庶務は、こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室が行う。
- (2) 懇話会は、原則公開とする。ただし、懇話会を公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、懇話会を非公開とすることができる。
- (3) 懇話会資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、本懇話会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会構成員

(五十音順)

◎ 座長

- | | | |
|------|-----|-----------------------------|
| 五十嵐 | 克也 | 日本商工会議所理事・企画調査部長 |
| 伊奈川 | 秀和 | 東洋大学福祉社会デザイン学部教授 |
| 井上 | 隆 | 日本経済団体連合会専務理事 |
| ◎ 遠藤 | 久夫 | 学習院大学経済学部教授 |
| 菊池 | 馨実 | 早稲田大学理事・法学学術院教授 |
| 北川 | 博康 | 全国健康保険協会理事長 |
| 権丈 | 英子 | 亜細亜大学経済学部長 |
| 佐藤 | 麻衣子 | 株式会社ウェルスプラン代表取締役 |
| 佐野 | 雅宏 | 健康保険組合連合会副会長 |
| 袖井 | 孝子 | NPO 法人高齢社会をよくする女性の会副理事長 |
| 原 | 勝則 | 国民健康保険中央会理事長 |
| 三日月 | 大造 | 滋賀県知事 全国知事会子ども・子育て政策推進本部本部長 |
| 村上 | 陽子 | 日本労働組合総連合会副事務局長 |
| 横尾 | 俊彦 | 全国後期高齢者医療広域連合協議会会長 |